



## 新型コロナワクチンに関するお知らせ (9月17日現在)

11月末までに、12歳以上の対象者の8割の方が2回目接種を完了できるよう、国からワクチンの供給が順次行われます。市では、希望する方が接種できるよう、医療機関などの調整を図りながら、下記のとおり新規予約を受け付けます(個別接種約6,000人、集団接種約1,500人、計約7,500人分)。

### 今後の予約開始日時

対象者	種別	1回目接種期間	予約開始日時
12歳以上の方 ※12～15歳の方は 原則保護者同伴	個別接種 市内実施医療機関 27カ所	10月21日(木)～11月10日(水)	10月5日(火)正午から
	集団接種 塩竈市津波防災 センター	10月23日(土)～10月24日(日)、 10月30日(土)～10月31日(日) 11月6日(土)～11月7日(日)	

※個別接種・集団接種とも、ファイザー社製のワクチンを使用します

#### 予約方法

- ①スマートフォンまたはパソコンで予約(24時間利用可能)  
URL <https://v-yoyaku.jp/042030-shiogama>
- ②コールセンターに電話で予約(☎0570-085-230 受付時間:9時～18時 平日のみ)



予約フォーム

#### 予約について問い合わせが多い内容

##### スマートフォンまたはパソコンで予約するとき

- 事前に、市ホームページ掲載の「接種予約マニュアル」で予約の手順を確認し、メールアドレスの登録を済ませましょう。
- 予約開始時刻前にアクセスすると、予約画面に進めません。予約開始時刻後にアクセスし、ログインしましょう。
- 予約がすべて埋まっている場合は、検索しても接種会場は表示されません。

##### コールセンターに電話で予約するとき

- 接種を希望する病院の候補は複数用意しておきましょう。
- 電話が集中している場合、電話会社の調整によりつながらない場合がありますので再度かけ直してください。

#### ⚠️ 新型コロナワクチン接種は無料です

ワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報などをだましとろうとする電話に関する相談が寄せられています。接種や予診は無料ですので、ご注意ください。

#### ⚠️ 予約するときは、3週間後の予定を確認ください!

2回目接種は3週間後の同時刻に自動予約となります。ファイザー社のワクチンは、接種のために常温にすると再び凍結保存することができません。ワクチンは、1瓶から6人分の接種が可能です。事前連絡のないキャンセルや直前のキャンセルが多くあると、ワクチンを廃棄せざるを得ません。現在、ワクチンの数量は限られており、とても貴重なワクチンです。確実に接種できるよう3週間後の予定も確認のうえ、ご予約ください。

#### ⚠️ インフルエンザワクチンなどの予防接種を受けるときは、接種の間隔に注意しましょう!

新型コロナワクチンを接種するときは、ほかの予防接種との接種間隔を13日以上あけることとしています。接種後も、2週間はほかの予防接種はできませんので、注意してください。

☎塩竈市新型コロナワクチン接種推進室(保健センター内) ☎022-355-4123 FAX022-364-4787



## 市民向け・事業者向け支援情報

### 「祝 市制施行80周年 Let's Buy! しおがま商品券」事前申込

新型コロナウイルス感染症により疲弊する地域経済活性化を目的に、割増商品券を販売します。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から**事前抽選方式で販売**します。詳しくは10月中旬に、市内全世帯に郵送する商品券購入応募はがきを印刷した案内チラシをご覧ください。

**商品券概要** 販売額5,000円、券面額10,000円(発行冊数20,000冊)

**応募方法** 応募はがきに、購入希望冊数(1世帯3冊まで)と購入希望販売所を明記のうえ、郵送してください。

**応募期限** 11月8日(月)必着 ※抽選の結果、購入希望冊数より少なくなる場合があります

**抽選結果発表** 11月24日(水)までに抽選結果を応募者に郵送で通知します。

**購入方法** 購入代金とともに、当選通知を持参のうえ、購入してください。

**購入期間** 12月1日(水)～24日(金) (商品券の使用期限は、12月1日(水)～令和4年2月28日(月))

抽選など割増商品券事業について **問** 塩釜商工会議所 ☎022-367-5111  
商品券購入応募はがきについて **問** 商工港湾課 ☎022-364-1124

### 「生活困窮者自立支援金」の申請期限が11月30日(火)まで延長されました

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯で、影響の長期化による緊急小口資金等の特例貸付(総合支援資金)などを利用できない世帯に就労による自立を図るため、支援金を支給する制度です。該当見込みの方には、別途通知していますが、該当になるか不明な方は、生活福祉課まで問い合わせください。

**対象** 緊急小口資金等の特例貸付(総合支援資金)を借り終わり、以下の①～③の要件を満たす世帯

①世帯収入が(1)と(2)の合計額を超えないこと

(1)市民税の均等割が非課税額となる収入額の12分の1

(2)生活保護の住宅扶助基準額

②資産が(1)の6倍以下であること(ただし100万円以下)

③公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行う方など

**支給額** 単身世帯：月額6万円

2人世帯：月額8万円

3人以上世帯：月額10万円

**支給期間** 3カ月

**申請期限** 11月30日(火) (9:00～17:00)

**申請場所** 健康福祉部生活福祉課(壱番館庁舎1階)

※相談は、下記にて受け付けています。

厚生労働省コールセンター

☎0120-46-8030(平日9:00～17:00)

**問** 生活福祉課総務係 ☎022-364-1131

### 傷病手当金の支給が受けられます

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた塩竈市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、次の要件を満たす方は、傷病手当金の支給が受けられます。事前に、下記担当窓口まで問い合わせください。

**対象者** 次の①～④のすべてに該当する方

①塩竈市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している

②会社などに勤め、給与の支払いを受けている

③新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われたため、3日間連続して休み、4日目以降にも仕事を休んだ日がある

④仕事を休んでいる期間に給与の全部、もしくは一部の支給がなかった

国民健康保険に加入している方 **問** 保険年金課給付年金係 ☎022-355-6503  
後期高齢者医療制度に加入している方 **問** 保険年金課医療係 ☎022-355-6519